

## 第6回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月9日(水) 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所大原庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員(11名)
  - 1番 藤平 正一                      2番 関 俊光
  - 4番 松崎 秋夫                      5番 池田 誠                      6番 織本 幸一
  - 7番 増田 伸子                      8番 高浦 伸芳                      9番 久我 久
  - 10番 三枝 正直                      11番 鈴木 茂雄
  - 13番 古川 久芳
- 4 欠席委員(2名)
  - 3番 藍野 道郎                      12番 鈴木 博善
- 5 提出議案
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)について
  - 議案第5号 いすみ市農地利用最適化推進委員候補者の決定についてその他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦勞様です。

それでは、只今から令和3年第6回農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、3番 藍野委員、12番 鈴木委員の2名であり、  
出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますこと  
をご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長  
議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号2番 関委員、議席番号13番 古川委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを  
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から4について説明  
します。

番号1、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の  
為です。譲受人は令和3年第3回農業委員会総会において、隣接する農地を3条申請で  
取得しており、今回はさらなる規模拡大を図るものです。申請土地、松丸字吹良、  
地目田、〇〇〇㎡、外1筆。2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、  
図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、農業経営規模  
拡大の為です。申請土地、須賀谷字横塚、地目田、〇〇〇㎡。権利内容、  
売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、健康上の理由により耕作出来ない為、譲受人理由は、  
農業経営規模拡大の為です。申請土地、佐室字南野際、地目田、〇

〇〇㎡、外6筆。7筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、  
図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、高齢で遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理  
由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、下布施字日渡、  
地目田、〇〇〇㎡、他1筆。2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、贈与による所  
有権移転、図面番号4です。

番号1から4につきまして、以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。  
番号1及び番号2について、10番 三枝委員の補足説明をお願いいたし  
ます。

三 枝 委 員 10番 三枝です。事務局説明のとおりで何の問題もないので宜しくお  
願いします。

議 長 番号3について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 8番 高浦です。事務局説明のとおりで不都合はないと思います。7筆  
に分かれておりますが、現場は1枚として形成されております。以上です。

議 長 番号4について、11番 鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴 木 委 員 11番 鈴木です。事務局の説明のとおりで、受人は隣に住む旦那さん  
でありまして、現在は蓮田みたいな形になっておりますが、ここを畑とし  
て耕作したいとの事で何の問題もないと思います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ  
んか。

委 員 無し。

議 長 他に質疑ございますか。

委 員 無し。

議 長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議ない場合  
は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承

認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は大原下の田と畑、〇〇〇㎡で、東光寺の北側に位置します。図面番号5です。

当初計画内容、建売住宅（6棟）及び進入路。当初許可年月日、平成28年9月15日許可。当初許可番号、千葉県夷振指令第66号の19。

変更理由、道路部分の増加による区画数の減少。

変更後計画、建売住宅（5棟）及び道路。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

本申請と関連して、農地法第5条の規定による許可申請がなされております。議案第3号番号5です。

他法令の関係は、宅地開発事業について、令和3年3月31日付で市建設課に変更協議申出がなされております。

以上で説明を終わります。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番 池田です。只今事務局の方から変更理由、道路部分の増加による区画数の減少という事で特に問題ないと思います。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は松丸小滝の田〇〇〇㎡で、南中村交差点の東側に位置します。図面番号6です。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である事から第1種農地に該当し、原則として許可出来ませんが、住宅で集落に接続して設置されるものである為、例外的に許可出来るものに該当します。

転用目的は、建売住宅（〇〇〇㎡）及び駐車場（〇〇〇㎡）です。

県道沿いで、交通の便の良い立地であることから需要があると考え、建売住宅を計画しました。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じて、申請地南側の用悪水路に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号2、本件土地は、大原青田の田〇〇〇㎡でいすみ警察署の南東に位置します。図面番号7です。

申請地は都市計画法に基づく用途地域が定められている事から第3種農地に該当します。

転用目的は、貸駐車場（普通車〇〇〇台）です。

譲受人は申請地の隣接地でスーパーの営業をしておりますが、駐車場の安全性を確保するために、申請地を取得して店舗の駐車場の拡張を図ります。

用水は設置なし。排水について、雨水のみで自然浸透とします。

再生砕石による埋立てを行いますが、土砂による埋立てではない為、小規模埋立て条例には該当しません。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号3、本件土地は、大原仲町の田〇〇〇㎡で番号2の申請地の南東に位置します。図面番号8です。

申請地は番号2と同様の要件であることから第3種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は地上権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和3年5月21日付で変更認定申請済です。

番号4、本件土地は大原後原の田〇〇〇㎡で、農村環境改善センターの東側に位置します。図面番号9です。

申請地は小集団の生産性の低い農地である事から第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅（〇〇〇㎡）です。

敷地の内、〇〇〇㎡の部分に埋立てを行い、区域西側及び南側にL型擁壁を設置します。埋立て面積が〇〇〇㎡未満の為、小規模埋立て条例には該当しません。埋立てをしない部分については水路としての機能を残します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、既存枡に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

**番号5**、本件土地は大原下の田〇〇〇㎡で、東光寺の北側に位置します。図面番号5の⑤の区画の部分です。

申請地は議案第2号番号1と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は建売住宅（〇〇〇㎡）です。

議案第2号番号1の開発区域内の一区画であり、変更前の許可部分に含まれていない為、今回区域の計画変更により増設される部分です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の道路側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、宅地開発事業について、令和3年3月31日付で市建設課に変更協議申出がなされております。

以上で説明を終わります。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、10番三枝委員の補足説明をお願いします。

三 枝 委 員 10番 三枝です。これも事務局説明どおりで何ら問題ないので、宜しくお願いします。

議 長 番号2から番号5について、5番池田委員の補足説明をお願いいたします。

池 田 委 員 5番 池田です。2番につきましては、事務局から説明がありましたけれども、申請地はスーパーの駐車場でおそらく当時買えなかった残地であり、駐車場に食い込む形で単管で区切られております。利用者の安全を確保するという点から今回駐車場を設置することになりまして、あとは事務局説明のとおりです。

それから3番ですけれども、申請地の周辺は耕作放棄地であり、他人の土地を使用する地上権を譲渡人と21年契約しまして、設定したもので、20年間東電に売電し、残りの1年で撤去し、譲渡人に返す事になっており、問題ないものと思われま。なお、周辺農地所有者に対し、事業内容を説明するものとなっております。

4番ですけれども、登記簿面積は〇〇〇㎡ですが、実測しましたら〇〇〇㎡という事であり、事務局説明のとおり小規模埋立ての許可は必要ないという事でございます。浄化槽の放流につきましては、現在休耕しているが、申請地に吸水管として300mmのヒューム管が市道を横断してまして、その先に集水枳があり、その先の流末について、市と話合う予定があり、その際市道側の側溝に放流したいとの事です。以上の事で問題ないと思われま。

5番ですが、これは第2号議案との関連があり、問題ないものと思われます。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）につきまして、

ご説明いたします。

いすみ市長より、令和3年5月20日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権7件、使用貸借権1件、貸付者8名、借受者4名、田、34,498㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決する事にご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。



よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号いすみ市農地利用最適化推進委員の候補者の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、いすみ市農地利用最適化推進委員候補者の決定について説明いたします。

現農地利用最適化推進委員の任期が令和3年6月30日を以って満了となることから、4月1日から4月30日までの間、募集を実施いたしましたところ、全体の委員定数21名に対し、19名の推薦、5名の応募がございました。

この24名の推薦、応募を受け「いすみ市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」第8条第2項に基づき、5月27日に「いすみ市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を開催、評価の結果、21名の選任すべき候補者の報告がございました。

それでは、その候補者につきまして、名簿により説明させていただきますが、「住所」、「性別」、「年齢」、「経歴」、「推薦者」の項目は割愛させていただきます、「番号」、「推薦・応募の区域」、「氏名」、「推薦・応募の区分」、「推薦・応募の理由」の順に読み上げさせていただきますので、宜しくお願い致します。

1番、松丸・能実、朽方 克彰、推薦、

長年、当地域で農業に従事しており、区長等の経歴を得て、当地域に精通している事から推薦します。

2番、須賀谷 他3区域、花崎 進、推薦、

自身も農業に従事しており、農地利用の最適化の推進に対する見識と熱意を持っている事から推薦します。

3番、荻原 他2区域、吉野 順雄、推薦、

地元で専業農家を営んでおり、地域の農業事情に詳しいので推薦します。

4番、荻谷上 他4区域、藤平 貞子、推薦、

2軒で組合を作り、個人では60,000㎡作付けしており、地元の農家・農地に精通している事から推薦します。

5番、弥正 他2区域、實方 章一、推薦、

推進委員の業務に対応出来る人材である為推薦します。

6番、行川 他4区域、野村 昭一、推薦、

地域農業に貢献し、人望も厚く、引き続き農地利用最適化推進委員を務めて貰いたい為推薦する。

7番、大野下 他4区域、藤平 近義、推薦、

地域農業に精通し、農業に限らず知識も豊富で、人望が厚い為推薦する。

8番、大舟谷 他17区域、永野 謙一、推薦、

大原町役場職員からいすみ市役所職員として在職し、地域の情勢に詳しく、又、地域のリーダー格として信頼を受けている為推薦する。

9番、若山 他5区域、藍野 道郎、応募、

当地区内の耕作放棄地を無くし、耕作者に少しでも良い環境で行って貰いたい。

10番、長志上 他4区域、中村 庄吾、応募、

現在、農地利用最適化推進委員として従事しており、引き続き東地区の農業活性化のために尽力したい。

11番、山田 6区域、寺田 尚志、推薦、

現職であり、農地利用最適化の推進に意欲と責任感を認識していることから推薦します。

12番、新田野 他4区域、岩瀬 俊哉、推薦、

現在、水稻を精力的に営農しており、区長も務める事から、地域の農業に精通している為推進委員に推薦します。

13番、三島 他6区域、高島 高彦、推薦、

千葉県勤務時に農業を兼業し、退職後は専業となり、農業に対する知識も豊富である。また、過去に区長を務め、地域住民からの信頼もある為、推進委員に推薦します。

- 14番、小池 他3区域、吉野 一義、推薦、  
土地改良区理事を務めるなど、地域の農業振興に貢献している。  
農地利用最適化推進委員を経験している事もあり、適任である。
- 15番、中原・和泉、久我 昭夫、推薦、  
認定新規就農者に認定され、農業に意欲を持っている人物である。
- 16番、椎木・谷上、白鳥 和男、推薦、  
現職であり、農業に対する意欲が顕著である。
- 17番、桑田・榎沢、安藤 忠彦、推薦、  
色々な組織に参加し、人望が厚く、篤農家である為推薦。
- 18番、岩熊・市野々、所 甚一、推薦、  
農地利用の最適化の推進に熱意を持っているので推薦する。
- 19番、長者 他2区域、佐久間 謹二、推薦、  
自身の農地利用集積を踏まえて、地元の農家・農地に精通している事から推薦します。
- 20番、中・音羽、渡辺 孝、推薦、  
地域の農業の事情をよく理解している人なので推薦します。
- 21番、押日、鈴木 洋一、推薦、  
営農者でないものの、農地の集積を推進する為の識見・意欲を持つ者と考える為。

以上で説明を終わります。

この21名の候補者につきましては「いすみ市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱」第9条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。宜しくご審議くださるよう、お願い致します。

なお、委嘱につきましては、7月1日開催予定の新農業委員による総会に諮りまして承認後となることを申し添えます。

議 委 議	長 員 長	事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。 無し。 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議ない場合
-------------	-------------	---

は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告致します。  
今回は5月31日までに回答済の5件について議案書記載のとおり報告  
させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 無し

議長 他に無い様でございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しまし  
た。

以上もちまして令和3年第6回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせて  
いただきます。慎重審議ありがとうございました。

皆様、お疲れ様でした。

事務局から何点かご連絡がございます。

はじめに、活動記録簿についてですが、本日5月分をお持ちの方は提出  
をお願いします。

なお、この6月で任期満了となる委員さんにつきましては、6月分の活  
動記録簿については、お手数ですが事務局までご持参くださるよう願  
いいたします。

次に、議事録署名人におかれましては、議事録が出来上り次第、自宅  
にお伺いし署名をいただきたいと思っております。

また、積立金の精算ですが、7月中に指定の口座に振り込みさせてい  
ただきます。

最後になりますが、今の委員さんによる総会も本日が最後となります、  
委員の皆様には、色々とお世話になりました。事務局職員一同、感謝申  
上げます。

3年間ありがとうございました。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

(閉会 午後3時30分)

議事録署名人

議長

2番委員

13番委員